

令和元年度 第2回恵庭市情報公開・個人情報保護審査会

令和元年10月30日(水) 14時00分～

市役所 2階 204会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 諮 問

4 議 事

【諮問事項】

- ① 柏陽団地建替事業の推進に係る家屋台帳情報及び上水道の契約情報の目的外利用について

5 その他

- ① 特定個人情報保護評価書について
- ② 前回の諮問・答申事項に係る補足説明について

6 閉 会

第8期 恵庭市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日) ※50音順

氏 名	経 歴 等
大 岩 則 子	平成27年7月1日～(3期目)
亀 石 和 代	個人情報保護審査会：平成13年7月1日～平成19年3月5日 情報公開・個人情報保護審査会：平成19年3月6日～ (通算10期目)
白 崎 亜紀子	平成27年7月1日～(3期目)
松 本 史 典	平成25年7月1日～(4期目) 行政書士(松本史典法務事務所)
森 田 祐 一	平成26年5月22日～(4期目) 弁護士(恵庭法律事務所)

会議出席事務局職員及び説明員名簿

事 務 局 職 員	
氏 名	所 属
横 道 義 孝	総務部長
内 山 素 宏	総務部次長
佐々木 文 人	総務部総務課長
根 深 忠 大	総務部総務課 法制担当主査
藤 原 千 佳	総務部総務課 法制担当主事
説 明 員	
氏 名	所 属
井 上 則 和	建設部都市整備課長
平 池 浩 司	建設部都市整備課主査
藤 本 恵美子	保健福祉部障がい福祉課長
佐 藤 和 彦	保健福祉部障がい福祉課主査

○ 個人情報保護制度運営審査諮問書

様式第10号

個人情報保護制度運営審査諮問書 第 号 令和 年 月 日 恵庭市情報公開・個人情報保護審査会 会長 亀 石 和 代 様 恵庭市長 原 田 裕 ㊟ 恵庭市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定により個人情報保護制度の運営審査事項について諮問いたします。	
諮 問 事 項 の 区 分	☐ 本人以外のものからの収集(第7条第3項第6号) ☐ 思想、信条及び信教に関する個人情報その他社会的差別の原因となる個人情報の収集(第7条第5項第2号) ☒ 目的外利用(第9条第1項第4号) ☐ 外部提供(第9条第1項第4号) ☐ オンライン結合による提供(第10条第2項) ☐ 開示をしないことができる個人情報の判断(第18条第5号)
諮問事項に係る個人情報 の件名又は内容	柏陽団地建替事業の推進に係る家屋台帳情報及び上水道の契約情報の目的外利用について
諮 問 内 容	今年度策定した市営住宅柏陽・恵央団地建替基本計画において、既存借上型市営住宅の整備については、現入居者の要望などから既存柏陽団地内への整備を進める予定としております。また、基本計画策定時に事業の可能性についてヒアリングした事業者や議会などからは、市内に現存する民間賃貸住宅の空き部屋等の有効利用について、今後検討の必要性を問われており、既存民間賃貸住宅の空き状況や所有者の意見を調査・把握する必要があります。 以上のことから、既存民間賃貸住宅の空き部屋状況を把握し、借上型市営住宅としての利用の可能性について、アンケート及びヒアリング調査の実施のため、関係課の保有する家屋台帳情報及び上水道の契約情報を目的外利用することについて諮問します。 ○取得する情報（上水道の契約情報） 住所、方書、使用状態 ○取得する情報（家屋台帳情報） 所有者氏名、所有者住所、建物用途、建物所在地、建築年月日、床面積、構造、階数、賃貸・分譲区分、エレベータの有無、間取り、戸数
主 管 課	建設部 都市整備課

市営住宅柏陽団地建替事業の推進に係る 家屋台帳情報及び上水道契約情報の目的外利用について

1. 目的

本市では、本年 5 月に策定した市営住宅柏陽・恵央団地建替基本計画に基づき、老朽化が進む市営住宅柏陽団地の建替えの検討と、それに伴う既存入居者移転を進めております。既存入居者の移転先としては、新たに整備する市営住宅のほか、市内の民間賃貸住宅を有効に活用することを検討しています。

この調査は、市内の民間賃貸住宅の総数や空き状況を把握することと併せて、それらを所有するオーナーに対してアンケート及びヒアリングを実施し、民間賃貸住宅を市営住宅として活用することに対する意向や課題等を把握するために行うものです。

2. 実施主体

調査はすべて恵庭市にて実施 【所管：建設部都市整備課・住宅課 企画振興部まちづくり推進課】

3. 個人情報の区分

- ・家屋台帳 【所管：総務部税務課】
- ・上水道の契約情報 【所管：水道部経営管理課】

4. 調査手段

- ①家屋台帳より市内の共同住宅（民間賃貸住宅）の棟数、戸数、建物概要を把握 【都市整備課】

得られる情報・・・「所有者氏名」、「所有者住所」、「建物用途」、「建物所在地」、「建築年月日」、「床面積」、「構造」、「階数」、「賃貸・分譲区分」、「エレベータの有無」、「間取り」、「戸数」

- ②家屋台帳により得られた住所に存在する共同住宅の上水道契約情報により空き部屋の有無を調査し、空き部屋戸数を把握 【都市整備課】

得られる情報・・・住所、方書、使用状態

- ③市内全域、もしくは、主要 JR 駅を中心とした区域等を選定し、共同住宅のオーナーに対して、空き部屋等の有効活用についてアンケート調査を実施し、必要に応じてヒアリング調査を実施 【都市整備課・住宅課・まちづくり推進課】

- ④民間賃貸住宅の有効活用に関する調査結果まとめ

5. スケジュール

- ・令和元年 11 月上旬～ 情報抽出、情報分析
- ・令和元年 11 月中旬～ アンケート調査票発送
- ・令和元年 12 月上旬～ アンケート調査票回収、分析
- ・令和 2 年 1 月中旬～ オーナーヒアリング調査実施
- ・令和 2 年 2 月中旬～ ヒアリング調査結果分析
- ・令和 2 年 3 月末 調査結果まとめ

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

行政では、マイナンバーが付与される個人情報を取り扱う前に個人のプライバシーに与える影響を予測・評価するために「特定個人情報保護評価」を行います。
その評価を行うにあたり、それぞれの事務の個人情報の件数や取り扱う職員数等により、マイナンバーが関係するすべての事務において、「基礎項目評価」という評価書を作成します。

○新規作成評価書一覧

評価書番号	評価書名	評価実施機関名	公表日
19	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書	北海道恵庭市長	令和1年10月17日

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

恵庭市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

北海道恵庭市長

公表日

令和1年10月17日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下「申請者」という。）が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。 ※平成28年1月1日以降の寄附に係る特例申請について、申請者等への個人番号の記載が必要。
③システムの名称	ふるさと納税管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと納税寄附者管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項、第3項及び別表第一 項番16 2.地方税法 附則第7条第5項、第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画振興部 企画課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	恵庭市（総務部総務課） 061-1498 恵庭市京町1 0123-33-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	恵庭市（企画振興部企画課） 061-1498 恵庭市京町1番地 0123-33-3131

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年9月17日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年9月17日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

[illegible]

○ 前回の諮問・答申事項に係る補足説明について

様式第10号

個人情報保護制度運営審査諮問書 第 号 令和 年 月 日	
恵庭市情報公開・個人情報保護審査会 会長 亀 石 和 代 様 恵庭市長 原 田 裕 ㊟	
恵庭市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定により個人情報保護制度の運営審査事項について諮問いたします。	
諮 問 事 項 の 区 分	☐ 本人以外のものからの個人情報の収集(第7条第3項第6号) ☐ 要配慮個人情報の収集(第7条第5項第2号) ☒ 目的外利用(第9条第1項第4号) ☐ 外部提供(第9条第1項第4号) ☐ オンライン結合による提供(第10条第2号) ☐ 開示をしないことができる保有個人情報の判断(第18条第5号)
諮問事項に係る個人情報の件名又は内容	日常生活用具給付等事業、地域生活支援給付事業及び社会参加促進事業の申請に係る所得情報及び課税情報の目的外利用について
諮問内容	地域生活支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において、市町村が必ず実施しなくてはならない必須事業と、地域の実情に応じ、実施することができる任意事業について規定されています。 (上記事業については、当市の要綱に基づき実施している事業) 市では、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、各法令に基づき様々なサービス(事業)を実施しております。(別紙参照) これらの制度は、法令等により課税状況や収入(所得)に応じて、自己負担額(負担上限額)が定められていることから、支給決定を行う際に、課税情報等が必要となります。 手続としましては、申請時に申請書とは別に、(所得調査等)同意書に氏名・住所を記入し押印をいただいております。 障がいのある方の中には自身で記載することが困難な方や印鑑を忘れたため再度来庁することが負担になる方もいらっしゃいます。 障がい者の負担軽減を図るため、上記制度の申請において、当市に課税情報があるものについては、本人同意による手続を省略し、課税情報を目的外利用することについて諮問します。
主 管 課	保健福祉部 障がい福祉課

地域生活支援事業一覧

法令・制度一覧			審査に必要な情報	平成30年度 受付人数 (利用者)
			収入（課税） 市町村民税課税	
			（税務課）	
地域生活支援事業	日常生活用具給付等事業費	日常生活用具給付等事業費	○	182
	地域生活支援給付事業費	移動支援事業費	○	42
		福祉ホーム支援事業費	○	3
		訪問入浴サービス支援事業費	○	4
		日中一時支援事業費	○	20
	社会参加支援事業費	身体障がい者自動車改造支援費	○	2
		身体障がい者自動車運転免許取得支援費	○	1